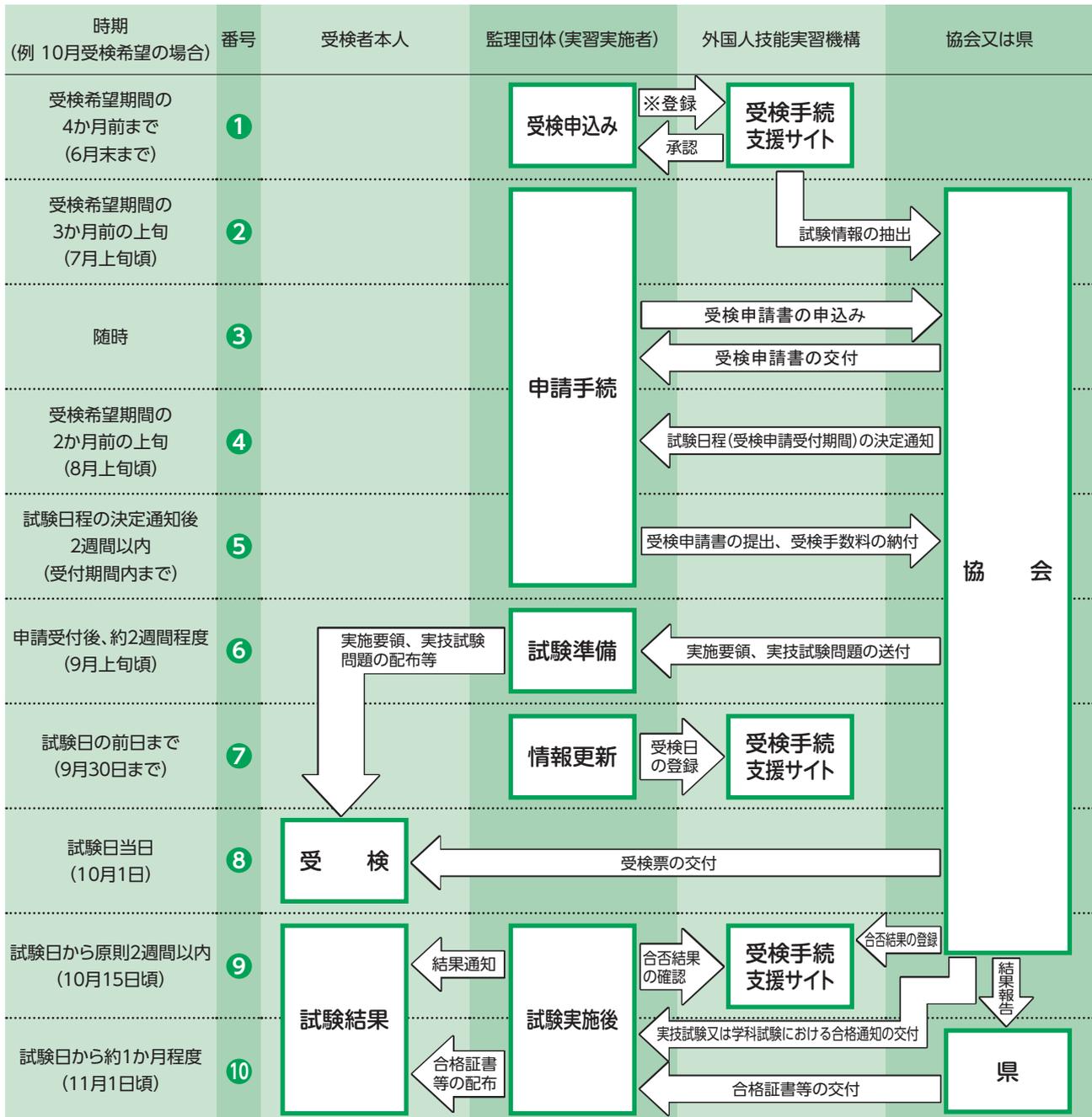


# 3

## 受検の流れ



※特定技能は、外国人技能実習機構ではなく協会へ申し出ることとし、協会は監理団体等の申出により調整を行うこととします。

### ① 受検申込みについて

受検者側は、機構の受検手続支援サイトを通じて受検希望者の情報を登録し、必ず承認を受けてください。

なお、機構に登録する場合は、機構の「受検手続支援サイト利用者マニュアル」に加えて、協会のホームページに掲載してある「[技能検定受検に関するよくある質問](#)」や「[外国人技能実習機構へ登録する際の注意事項](#)」をご確認ください。例えば、10月に受検希望の場合は、6月末までに登録し、機構で承認されなければなりません。受検希望期間内で都合が悪い日等があらかじめ判明している場合は、該当者全員の備考欄等に情報を入力し、協会への受検申込みに合わせて通知する必要があります。なお、技能実習生以外の者が、随時3級の随時試験を受検する場合は、受検申込みの方法が異なりますのでご注意ください。

## ②試験情報の抽出について

機構の受検手続支援サイトで承認された受検希望者情報を、協会が月に1度抽出します。例えば、受検希望期間が10月の場合は、遅くとも6月末までに機構で承認されている必要があり、協会は7月上旬に機構の受検希望者の情報を抽出します。受検希望期間が4月15日～5月14日等と月をまたいで設定される場合は、受検希望月の開始日が属する月の4月希望として抽出しますので、試験を5月に実施したい場合は、受検者側で受検希望期間の開始日を5月以降に設定する必要があります。

## ③受検案内及び受検申請書の申込みについて

受検者側は、協会のホームページに掲載されている「受検案内・受検申請書申込書」に記入し、協会へFAX又は郵送で申込みをしてください。

## ④試験日程の決定通知について

協会から受検者側へ書面により受検希望月の2か月前の上旬に試験日及び受検申請受付期間（以下「受付期間」という。）を通知します。例えば、受検希望期間が10月の場合は、8月上旬に試験日程を通知します。

ただし、作業によっては、同月内に受検できる人数に限りがあります。受検希望者が多数の場合には、機構に承認された日付順で調整しますので、承認が遅い場合は受検希望期間の要望に添うことができない場合があります。

なお、**受検者側の都合による試験日程の変更や延期はできません。**受検申請書を提出し、受検手数料を納付している場合は、受付期間中であっても受検手数料を還付することはできません。

## ⑤受検申請書の提出、受検手数料の納付

詳しくは4ページの受検申請の手続をご覧ください。**受検者側は、試験日程の決定通知後、受付期間内に行ってください。**手続が正しく行われずキャンセルとなった場合は、改めて受検申込みから手続を行っていただきます。

## ⑥実施要領及び実技試験問題の送付について

受検申請書の受付後、約2週間程度で実施要領を1部、実技試験問題を受検人数分まとめて監理団体に送付します。実施要領及び実技試験問題が到着次第、監理団体は実習実施者や受検者へ速やかにその資料を配付し、試験の準備や練習を開始するよう案内してください。なお、受検申請書の提出が遅れると実技試験問題等の送付が遅れますので、ご注意ください。また、中央職業能力開発協会の技能検定試験問題公開サイトやコピーサービス等で入手した過去の資料で受検することはできません。

技能検定試験問題公開サイト  
<https://www.kentei.javada.or.jp/>

技能検定制度に係るポータルサイト  
<http://www.waza.javada.or.jp/>

## ⑦受検日の登録について

受検者側は受検手続支援サイトにある試験日（受検日）の項目について、協会から通知した試験日に速やかに情報更新してください。

## ⑧試験の実施について

試験当日に受検者へ受検票を交付します。なお、欠席者については交付しません。

## ⑨合否結果登録について

技能実習制度では、本人の同意に基づき、検定等の結果を機構の受検手続支援サイトに試験結果を試験日から原則2週間以内を目途に登録します。なお、特定技能においては技能検定試験の合否は在留資格に影響しないため、監理団体等へ報告は行いませんので、合格発表をお待ちください。

## ⑩合格発表について

技能検定に合格された方は、岡山県知事名の合格証書が交付されます。また、随時2級、随時3級に合格された方は、あわせて技能士章が交付されます。学科試験又は実技試験の一部に合格された方は、岡山県職業能力開発協会長名の合格通知が交付されます。なお、不合格の方への通知はありません。

### ※試験結果の開示について

受検者本人の学科試験及び実技試験の得点については、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号第25条）に基づき、合格発表の日から1か月間、受検者本人が開示請求することができます。請求方法等については、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話 086-226-7387）までお問い合わせください。